

令和 6 年度 第 4 回門真市地域福祉計画推進協議会
議事録

開 催 日 時	令和 6 年 9 月 3 日（火）午前 10 時 00 分～午前 10 時 40 分
開 催 場 所	門真市役所 本館 2 階 大会議室
出 席 者 （委 員）	藤江委員、森田委員、西川委員、長崎委員、安井委員、長田委員、橋本委員 黒木委員、湯川委員、木本委員、田代委員、美馬委員、高山委員
欠 席 者	松下委員
傍 聴 者	3 名
事 務 局	保健福祉部 吉井部長、高田次長 福祉政策課 澤井課長補佐、福本主査、小山主査
議 題	1 包括的支援体制の整備について 2 その他
資 料	【資 料】 資 料 1 門真市における包括的支援体制（案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今より、令和6年度 第4回門真市地域福祉計画推進協議会を開催いたします。本日は、ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。 本日は、13名の委員のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により委員総数14名の過半数が出席となり、会議が成立していることをご報告いたします。 なお、松下委員につきましては、所用により欠席となっております。 また、後日議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、ご発言の際はお近くのマイクのスイッチを入れてからご発言をお願いします。 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。 それでは、本日の資料の確認をお願いします。 本日の資料は ・次第 ・資料1 門真市における包括的支援体制（案） 資料は全てお揃いでしょうか。不足の資料がございましたら、お申し出ください。 それでは、これ以降の議事進行については藤江会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。
藤江会長	それでは本日、会長を務めさせていただきます門真市社会福祉協議会の藤江でございます。本日は、皆様朝から会議にお集まりいただきありがとうございます。7月末に開催いたしました前回の本協議会におきまして、事務局から包括的支援体制の整備について、これまでの関係機関の皆様の役割や連携体制に加えて、新たな調整機関の設置という形のご提案を事務局から頂戴しました。その際、皆様からも賛同を頂けたと理解しております。 また、本日の協議会におきましては、新たに設置を予定しております調整機関について、具体的にどのような役割を担っていくのかということにつきまして、新年度の取組みに反映できるように皆様からご意見を頂戴したいと思っております。 それでは早速ですが、次第に沿って議事を進めさせていただきます。議題1「包括的支援体制の整備について」事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局より議題1の「包括的支援体制の整備について」説明いたします。藤江会長からの説明がございましたとおり、7月末に開催いたしました第3回地域福祉計画推進協議会において、これまでの門真市の包括的支援体制に加えて、多機関協働の調整機関を設置するという案をお示しいたしました。今回の協議会では、多機関協働の役割などについて説明いたします。 では、資料1の1ページをご覧ください。前回の協議会での説明と重複いたしますが、困りごとを抱えた住民や世帯に対しては、身近な地域での支援として民生委員さんや自治会などにおいて緩やかな見守りをしていただい

	ております。見守りのなかで解決が難しい課題等があった場合には、課題にあわせて高齢、障がい、生活困窮、子ども分野の支援機関へご相談いただいていると思います。 資料の青色で塗りつぶしている部分でお示ししているとおり、相談を受けた支援機関などで対応・解決ができるケースについては、これまでと同様に終結に向けて支援を実施していただくことには変わりはありませんが、新たな機能として、資料のオレンジ色の部分、複雑化・複合化しているケースが生じた場合の対応について、各支援機関から多機関協働担当にご相談いただき必要に応じて支援会議を開催する予定です。困りごとや課題を抱えた方の同意がある場合においては、具体的な支援の検討として、プランの作成と適切性の協議やプラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討を、同意がない場合においては、潜在的なケースを支援に繋げる検討として、気になる事案の情報提供・情報共有や見守りと支援方針の理解、緊急性がある事案への対応を行う予定です。 その他、支援会議の主な役割としては、個別のケースを通じた課題整理や役割分担の確認を想定しており、会議の開催については、対象ケースの相談があった場合に随時開催するものとし、そのケースに合わせた会議メンバーを招集する予定です。また、昨年度の協議会でご意見のあった個人情報の取扱いについては、支援会議では、本人の同意がないケースについても、社会福祉法で構成員に対する守秘義務が設けられており、個人情報の共有が可能となっています。 資料の2ページをご覧ください。多機関協働の役割について説明いたします。多機関協働の役割は4つあると考えており、1つ目は「見つける」：気になるケース・潜在的なケースについて、多機関で情報を共有し、支援の方向性やアプローチの方策などについて検討すること。2つ目は「知り合う」：ケース検討や互いの取組共有を通じて、支援者間の顔の見える関係づくりを進めること。3つ目は「わかり合う」：各機関で、支援が必要な対象者を把握したときに、円滑な連携や支援のつなぎを行えるよう、各機関相互の取組について理解を深めるよう支援内容の共有を行うこと。4つ目は「支援する」：各相談窓口・支援機関では対応や解決が困難なケースについて、多機関が協働して支援の方向性の検討やプランを作成し、モニタリング等を行うことです。 最後に今後の進め方について、説明いたします。資料の3ページをご覧ください。これから多機関協働の実施に向けて、どのような会議にしていけるのか、支援の流れなどの具体的な仕組みについて、市関係課・各分野の基幹相談機関を中心に検討するとともに、現状の相談事業や連携会議など既存の取組を整理します。 多機関協働の具体的な会議の役割や支援の流れがある程度整ったあとに、早い段階で実際に多機関協働を動かしながら、課題や改善点の洗い出しを行います。必要に応じて、取組内容を見直した上で、多機関協働を含めた対象者への支援体制を検討し、実施するための計画を作成する予定です。 今年度、来年度においては、支援の流れを整理したり、実際に多機関協働を動かしながら必要に応じて運営方法の見直しを行いながら、検討の進捗状況にもよりますが、令和8年度を目途に新たな包括的支援体制での支援や取組を開始したいと考えています。 なお、先ほども少し触れましたが、基本的には現状の整理や必要な体制の
--	---

藤江会長	具体的な検討などは、門真市と、門真市社協や基幹相談など、今それぞれの支援に中心的に関わっていただいている各相談機関が中心となって行って行きたいと考えておりますが、また進捗状況をこの協議会でお伝えさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。議題１の説明は以上です。 ありがとうございます。それではただいまより包括的支援体制整備について、今の事務局のご提案に対する皆様のご意見を頂戴したいと思います。これまでも本協議会でも行政の皆様や市内の高齢・障がい・児童の関係機関の皆様、市民団体やボランティアな活動者の皆様からさまざまな意見を頂く中で、門真市については、それぞれ特色のある事業があって、高齢とか障がいとか連携しているところもたくさんありますが、ただこれからはこれまでの門真市の活動をもう一段階ステップアップさせていくためには、やはり何かもう少し連携できるような、情報共有できるような場面を作っていこうというところが、この数年間の本協議会の中でも皆さまと議論を重ねてきたところかなと思っております。 その中で今回、来年度以降、門真市で段階的に取り組みを進める中で、今回のご提案の多機関協働会議を持つということです。詳細については先ほど事務局から説明があったように、今後各関係機関とまた調整していくことになるんですけども、現時点で皆様から何か感じていることや気になるところとか、ご意見があれば頂戴できたらなと思います。いかがでしょうか。これからのことなので、まだ具体的なことではないので、少し発言も難しいところもあるかと思えます。今日は私の方からは、皆さんを当てることはありませんので、気軽にご意見を頂けたらなと思います。 ありがとうございます。それでは高山委員よろしくをお願いします。
高山委員	学校教育課長の高山です。よろしくお願いします。感想１つと質問１つです。感想としましては、改めてこの包括的支援体制の案を見させていただく中で、やはり子ども分野ですね。学校教育課では子ども分野の担当をしていますけれども、今までは子どもに関するいろいろな問題があった時に、学校だけで解決しようとする時代が長く続いてきました。最近ではご存知のようにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど、外部の専門家に入っていただく中で解決を多角的なアプローチの中で解決していくような流れが進んできています。これは教育委員会としても歓迎すべきことだし非常に意義深いことだなと日々実感しているところです。ただ、それでもやはり限界がありまして、どちらかというとそのご家庭の状況とかを福祉的な観点で家庭、子どもを取り巻く家庭にアプローチしていくところにはまだまだ課題が大きいなと感じておりましたので、今回示していただいているような各支援機関と連携することで、そこへのアプローチが可能となると子どもたちにとって非常に良いことだなと感じました。 質問の方ですけども、１枚目の資料の中で、支援会議では本人の同意がないケースについても、社会福祉法で構成員に対する守秘義務が設けられており、個人情報の共有が可能というように書かれています。ここを見て質問なんですけど、守秘義務があるということと個人情報の共有が可能というのは必ずしもイコールではないと思うんですね。例えば公務員は全員守秘義務がかけられています。公務員同士でどんな情報でも共有できるかと言ったらそう

藤江会長	ではなくて、この法律に基づいてこの内容については共有ができるっていうのが定められていると思うんですね。例えば要対協とかは、法律に基づいて共有可能という理解はあるんですけども、果たしてこの社会福祉法を根拠にして、今回書いていただいているように、本人の同意なく共有できるような情報がどこまで共有できて何ができないのかっていうところは、もう少し細かく見ておいた方がいいんだろうなと感じましたので、もし現時点で分かっていることがあれば教えていただけたらと思います。以上です。 ありがとうございます。守秘義務について、もし事務局の方から何か情報があればご提案いただきたいと思います。 私の方から全てを把握しているわけではないんですけども、実は個人情報保護法もたぶん法律が施行されてたぶん 10 年以上経っていると思うんですけども、元々の個人情報保護法の主旨っていうのは、市民の方の個人情報を民間事業者が所有してそれに伴って様々な営業行為とか、またインターネットを通じた個人情報で不法あるいはまた不正な手法で取得した事業者、当初はたぶん年間 2,000 件以上の個人情報取り扱い事業者が対象というふうな形で民間事業者が不法なことをするのを防ぐというのがそもそもの個人情報保護の考え方だと思うんですけども、それがなかなか個人情報保護の法律の本来的な主旨とまた違って、自分の情報を知られたくないとか、福祉業界でいえば、以前はケースカンファレンスの時でもそれほど本人同意ということ意識することなく、本人の支援・当然個人のためになる支援という前提で情報などを各機関で共有しながら支援に繋げていくということをやっていたんですけど、個人情報保護法ができて以降は、我々福祉業界の中でも、カンファレンスの時にどこまで情報を出すのかとか、またその個人情報開示を本人同意が取れていない情報は出してはいけないのかというところについて、個人情報があるからというのでなかなか福祉的な支援が実は結構現場レベルでは皆で情報共有しにくいところがあったり。あとは、市民の方から情報をもらうことについても、例えば困りごとを抱えた方がお一人住んでおられますと、隣近所の方はその方の情報を把握しているけれども、市民の方が隣にお住まい方の個人情報を福祉関係者に伝えることが個人情報に触れるのかみたいな形で、なかなか個人情報保護法が本来的な法律の主旨と違って情報共有そのものが駄目みたいな雰囲気になって、そこが福祉現場の中でもやはり本人支援の妨げになるという実態があって。先ほど事務局説明でも厚労省がそういうふうには言えば、ある一定の配慮は必要だけでも、それはきちんと積極的に本人の支援を目的とした中ではある一定の共有は認められるということがたぶん今回の厚労省の見解なのかなと理解しています。それとまた別の守秘義務ということについては、それぞれの業界団体と公務員の方であったり、例えば医療機関の方だったり教職の方も含めて、それぞれの業界職種に応じて守秘義務っていうのは職種に科せられているところがあるものなので、それについては少し個人情報保護の観点と違って、専門職として持っている情報を外部には出さない。我々もドクター等からの情報の時についても、医師はかなり守秘義務がかなり科されている職種ではあるんですけども、それについてもどこまで医療情報をもらうのかということについても、やはり医師法の中で定められているし、義務を超えて我々にも情報提供はしてもらいにいくところがありますので、それであっても当然本人同意があれば医療機関からの情報提供は可能なんですけども。そこは
-------------	---

	少し守秘義務っていう観点と個人情報の管理というところと、あとは福祉的な形の支援に繋げるっていうところがたぶん少し整理が必要なのかなっていうところがありますので、それについては今後また多機関協働の会議の中でもたぶん入口の問題として大きなテーマになるかなと思っております。その辺はまた次回この会議を開くまでには少し整理をしていきたいなというふうに思います。 他に何かご意見とかございますでしょうか。それでは美馬委員お願いします。
美馬委員	こども政策課長の美馬でございます。この包括的支援体制というところで、こども政策課でありますと平成 29 年から大阪府のモデル事業としまして子どもの未来応援ネットワーク事業というのをやっております。地域この図にもありますように民生委員さんを含める地域の方々、現在 1,600 名の方が応援団員として登録していただいています。その活動の中で、何か地域での発見ですね、支援が必要な子どもたちを発見した場合には、子どもの未来応援チームの方に連絡が入りまして、そこに推進員さんがおられます。この方は元学校の教員、校長、教頭の経験者の方が現在 8 名おりまして、そこに繋いでケース会議をしながらその子どもを支援していくということになっています。実際に支援が必要な子どもを発見してどこに支援をしていくかということ、子どもじゃなくてやはりご家庭なんですよ。お父さんお母さんなどをやはり支援していかないと、なかなか根本的な解決に繋がらないっていうケースがほとんどとなっております。その際に、推進員が各ご家庭にお伺いして、実際に何が足りないのか、例えば金銭的なものが足りないのであれば、児童扶養手当や児童手当とか、そういう手続きをしてお金をもらっているのかどうかの確認をしたり、職がないのであれば就職支援などを子育て支援課の方に繋いだりという形で現状では支援をさせていただいているんですけど、やっぱりそのご家庭っていうのが結局、いろいろな課題を抱えたご家庭のケースがあるんですけど、やはり核となるとうちの課の事業でいうとその推進員さんが同行して、こども政策課に来てそのような手当関係の手続きをするであつたりとか、ほかの生活支援が必要であればその課に同行してそこで手続きするとか、そういったところまでやっていかないとなかなかご家庭の根幹からの支援っていうのができないのではないかっていうのが実感としてあります。その中で、この包括的支援体制の案なんですけど、いろいろな想定される関係部署が集まって会議をすると思うんですけど、やはりそこで核となる人、どこの課なのか、誰なのかというところがやっぱり一番問題になるんじゃないかな。やっぱりそういうところをね、いろいろな課題を抱えたご家庭の場合、手続きに同行するなどのご家庭の課題状況に応じたサポートも必要になってくるかと思うので、そういうところをどうしていくかっていうのが非常に大事なかなと思ってますので、今後ここの多機関協働の支援会議に出されていくのかもしれないんですけど、そういう面をちょっと考えいただければいいのかなと思いますのでよろしく願いいたします。
藤江会長	ありがとうございます。本当に社協でも教育支援資金という学費に関する貸付を行っているんですけども、当然子どもさんに対することなんですけども、実際にはお金を借りるのは保護者さん親御さんが借りてもらってという形になるんですけども、本当に大阪府内でも門真は突出して教育支援資金の

	利用件数が多くて。その要因の一点は、社協の方で10月に広報に力を入れていることもあるんですけども、それでもなかなか周知が足りなくて、2月～3月の進学が決まる直前に相談に来られるケースも多くて。家庭の力が非常に弱い家庭がやっぱりあって、その支援は非常に難しいところではあるんですけども、その辺は子どもさんの支援に関わらず、障がいや高齢とかさまざまな支援機関の中でも、なかなか課題をある世帯については、やはりどなたがキーパーソンになるのかっていうのは非常に大きなテーマで、だいたいカンファレンスなんかでも初回のときには、話の中心になるのはこの世帯の中で誰がキーになってこの世帯を改善していくのかっていうところは本当にもう大きなテーマだなというふうに思っています。当然支援機関がキーになることもあるんですけども、やはり生活を24時間毎日していくためには、やはり困られている方の身近な存在の中でキーになる方を見つけてその方と一緒にサポートしていくっていう環境が非常に大事であると思っていますので、また本当にこの関係機関の皆さんと協働の中でそういうキーパーソンの見つけ方であったりとか、その方とどう関わっていくのかっていうところなんかは、またいろんな経験を積みながらノウハウを蓄積していけば非常に良い支援ができるかなというふうに思っています。今日は民生委員さんも参加されていますけども、社協でも地域の民生委員さんにキーパーソンになってもらってとか、隣近所の市民の方にキーパーソンになってもらって支援をしているというケースもありますし、関係機関がなかなかできないところをその方を身近な存在として見守っていくことについては、ご家族の方だけではなくて、隣近所の方とか地域の民生委員さんとか自治会長さんとか自治会役員さんや子ども会の方々から、そういう地域のさまざまな方からお力を借りながら福祉的な支援というのはできるかなと思っていますので、その辺りもまた経験とかノウハウを共有しながら、我々も含めて関係機関の中でも力をつけていくことになるかなというふうに思っています。 ありがとうございます。
湯川委員	さきほどの高山委員のご意見への説明の補足なんですけども、今、藤江会長から言っていたいたキーパーソンは重要で、支援にあたる際に誰が支援するのか、本当に難しいことだと思います。この包括的支援体制を作って、この体制の中でも新しい調整機関を置くことになるんですけども、そこが相談を受けるというかキーパーソンになるという発想ではなくて、基本的には今ある支援機関なりネットワークが動いているかと思っていますので、そこを一旦動かしていただいて、それでも解決が難しい場合にこの調整機関が調整をして、どのようにやっていくのかということを含めて包括的に見ていくというところになりますので、皆でまたその時に本当にケースバイケースで誰が核となってやっていくのがいいのか、先ほどおっしゃっていたように地域の方がキーになる場合もあれば支援機関の場合もあると思いますが、いろんなケースごとに判断していくことになるので、それは今までと変わらずやっていくことになるかなと考えています。 あと、さきほどの会議での個人情報の取り扱いのことについてですが、基本的に藤江会長が説明していただいたことになるのですが、支援会議ですと会議が2つに分かれていまして、同意があったパターンであれば同意をいただいているので具体的な支援内容の共有から支援プランのところまで、同意があれば具体的に入っていくところがまずあります。本人同意を得られて

	いないパターンに関しては、支援については本人は知らない話なのでできないんですけども、今回の社会福祉法の改正の大きな部分は、その本人同意を得られていない段階であっても支援機関と調整機関の間ではもちろん守秘義務はかかりますが、個人情報の共有もできるようになったというところが大きな改正点となります。具体的な支援としては支援会議には諮れないんですけども、対応に困った支援機関から相談を持ち込んでいただいて、もちろん必要最小限にはなるんですけども個人情報をそこで紹介いただいて、その上で、支援の方向性は決められませんので、その情報をもってじゃあどうしていくかっていうところを支援機関の中で、実は支援に関わってないところでもこういうことができましたとかを含めて、会議の中で守秘義務を定めた上で共有して支援方向をかためるというところができるようになったので、そのところだけをするような整理になっています。その先の本人にあたるというのは、やはり相談を受けた時の機関であったり支援者の方であったりがアプローチしていくことになるので、その機関などが一人で抱えずにいろんな機関と共有していく上で支援ができるというところが強みにはなると思うんですけども、本来外には出せないし支援にも当たれないということになるんですが、中では共有はしていくということが法的に整備されたということになっています。以上です。
藤江会長	ありがとうございます。他に何かご質問を含めてご意見ある方はお願いいたします。西川委員お願いします。
西川委員	門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの西川です。湯川委員のですね、今のお話の再度確認させてもらいたいんですが。この多機関協働の部分でいうと一つのケースではなく支援困難世帯ですよね、世帯に対するアプローチをどうするのかっていうところで、よく私どもが関わっているご家庭であると、子どもプラス障がいの親御さんであったりとか、高齢者プラス障がいのお子さんと言っても40～50位の方、こういった世帯の支援が難しいなあと思っていて。これまでどのケースでもないんです、ただこういうケースのところで情報共有がいるなというケースという部分に関しては、顔の見える関係での支援者間での現場レベルではしていたことあったんです。これはちょっとしておかないといけないなというところで、包括やこども発達支援センターであったりとか社協もそうですね、そういうケースでは具体的に障がいがあるかないかという部分であったり、支援の部分はどう考えていこうとか、この世帯を支えるにはどうしたらいいかみたいなのはしていたんですね。それが法律として認められることになったっていうことなんですかね。
湯川委員	そうですね。会議というところまでは規定はされていないんですけども、この包括的な支援体制とそのための多機関協働会議を開くという、あくまでこの位置づけの会議を作らなければいけないという法的に位置づけられた支援会議っていうものを作った中での情報っていうのは、正式に個人情報も含めた情報共有ができるというふうになるので、それだけ強い力を持ってできるようになるということですので、全ての今やっている会議に対して適用されるということではなくて、あくまでこの社会福祉法に規定されている支援会議っていうもので声かけをして呼びかけをして開く会議っていう

	ことになるので、大きく変わらないかもしれないんですが、位置づけとしてきちんとしたものであればできるようになるというところになっています。
藤江会長	ありがとうございます。他、ご意見ご質問とがございませうか。安井委員お願いします。
安井委員	地域子育て支援センター安井です。ここの資料2に書かれていますように、多機関といろいろ協働していくということは本当に大切だなというふうに思っています。ひよこルームの方にも何件かご相談があります。それは実際に足を運んでその場で顔を見て相談できるのでしたら、その方の顔色や状況なんかもよく分かるんですけども、電話1本で匿名の方での相談もあるんですけども、その時には、その方を何とかですね、こちらに引き出してあげたいと思うんですけど、なかなか匿名であつたり向こうも控えていたりということで、解決するのに時間がかかったりいたします。この顔が見える位置にいらっしゃる方はいいいんですけれども、潜在的に隠れてそれでも助けを必要とされている方がいらっしゃることは事実なので、その辺りをどうすくいあげたらいいのかなというのが課題のひとつでもあります。どうしてもその場所に出てこないで分かりませんので、やはり地域の方に対応していただいたり地域の方や周りの方に頼って、何か気になる方とか、ちょっと変化のある方がいらっしゃらないかという情報を集めながらっていうふうにしておりますけれども、それではやはり限界があるのでね、皆さんとこういうふうに協働で周りがスクラムを組んで、門真市の困っている方をすくいあげるっていう目的を持つことが非常に大切だと思いますので、その一端と私たちもなりたいと思いますし、皆さんとこれからそのこの辺りを情報共有しながら進めていけたらと思っています。
藤江会長	はい、ありがとうございます。本当に地域の住民の方に、門真市でもいろいろな機関がありますけども、やはりどうしても過去に専門的な機関が門真市内のいたるところにあるわけではないので、やはりその機関にいかにか相談をされるかっていうことについては、もう一番の相談の入口は地域で課題を抱えた方の身近に住んでいる方たちにまずはそういう福祉的な関心をもっていただいて、その相談を関係機関が聞いたときに、きちんと適切な対応ができるかっていうことが本当に地域福祉の一番の肝かなと思っていますので、それまでは相談を受けたときに、自分のところの機関の直接的な対象でない方でも適切な機関につなぐとか、そういう形で地域住民の相談とかいろんなアプローチをどこかが受け止めたらきっと適材適所の機関がサポートに入るみたいな、そういう機関が新たな会議で作ればいいなというふうに思っています。ありがとうございます。 他、ご意見ご質問とがございませうでしょうか。ないようでしたら、それでは次の案件に移らせてもらいたいと思いますので、お手元の次第の議案2その他につきまして、事務局よりご説明の方よろしく願いいたします。
事務局	今後のスケジュールについて説明します。前回と今回の推進協議会において、門真市における包括的支援体制の整備を推進していくための調整機関の設置や役割などについてご検討していただきました。令和7年度から調整機関を設置にむけて、令和6年度内に庁内関係機関及び専門機関と数回打ち合

藤江会長	わせをさせていただく予定です。検討の進捗状況などについては、来年度の地域福祉計画推進協議会においてご報告させていただく予定です。よろしくお願いいたします。 また、本日の議事録につきまして、門真市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、おおむね2週間以内に市ホームページ及び情報コーナーにて公開することとなっております。本日より約1週間後を目途に議事録のご確認をお願いしますので、議事録がお手元に届きましたらご確認をお願いします。お忙しいところ申し訳ございませんが、よろしくお願いします。 それでは、本日予定の案件はすべて終了となりました。今日は貴重なご意見を頂戴しました。ありがとうございます。また、先ほど冒頭から事務局から説明がありましたように、来年のまた新たな効果的な門真市内での新体制に向けて、また福祉政策課の方から、また関係課の皆様にヒアリング等もあるかと思しますのでぜひご協力をお願いしたいと思います。それではこれを持ちまして、令和6年度 第4回門真市地域福祉計画推進協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。
-------------	---